二　乗車定員が十人未満の普通自動車であつて当該普通自動車に備える前方障害物との衝突による被害を軽減するために制動装置を作動させる装置が道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合するもの

2　法第九十一条の二第一項の規定による免許の条件の付与又は変更の申請は、別記様式第十三の六の運転免許条件申請書を提出して行うものとする。この場合において、当該申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

（免許証の再交付の申請）

第二十一条　法第九十四条第二項の内閣府令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一　法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許に条件を付され、又はこれを変更されたとき。

［二～四　略］

［2・3　略］

（技能試験）

第二十四条　［1～5　略］

6　技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。第二十六条の五第四項において同じ。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合には、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

［略］

［7・8　略］

（特定失効者又は特定取消処分者に係る講習の受講期間等）

第二十六条の二　法第九十七条の二第一項第三号イからハまでに定める検査及び同号イからホまでに定める講習又は教育は、特定失効者又は特定取消処分者が法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日前一年以内に受けたものでなければならない。

（認知機能検査）

第二十六条の三　認知機能検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

［一・二　略］

［号を削る。］

2　公安委員会は、認知機能検査を受けた者からの申出により、次に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

一　認知機能検査を受けた者の住所、氏名及び生年月日

二　認知機能検査を受けた年月日

三　認知機能検査を受けた場所

四　認知機能検査の結果

（免許証の再交付の申請）

第二十一条　［同上］

一　法第九十一条の規定により、免許に条件を付され、又はこれを変更されたとき。

［二～四　同上］

［2・3　同上］

（技能試験）

第二十四条　［1～5　同上］

6　技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

［同上］

［7・8　同上］

（特定失効者又は特定取消処分者に係る講習の受講期間等）

第二十六条の二　法第九十七条の二第一項第三号イに定める検査（以下「認知機能検査」という。）及び同号イからハまでに定める講習は、特定失効者又は特定取消処分者が法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日前一年以内に受けたものでなければならない。

（認知機能検査）

第二十六条の三　［同上］

［一・二　同上］

三　時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること。

［項を加える。］